

授業科目名： 日本国憲法	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2 単位	担当教員名：小中さつき 担当形態 単独
実務内容 (実務家教員の場合)			
科 目	免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目		
各科目に含めることが 必要な事項	日本国憲法		
「学位授与の方針」との関係 A. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現の専門的知識を生かし、狭い専門領域を超えて統合しようとする意志を持つこと。 B. 問題が生起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために実践しようとする気概を持つこと。 D. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけていること。 E. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけていること。 F. 共生社会創造の目的のために、絶えず学び続ける意欲を持つこと。			
授業の到達目標及びテーマ (1) リーガルマインドを身につける。 (2) 日本国憲法が施行されるまでの歴史的背景を学ぶ。 (3) 日本国憲法の基本理念・基本構造を正確に学ぶ。 (4) 判例を理解する力を身につける。 (5) 社会で発生している憲法問題に関して、自分なりの意見をまとめる力を身につける。			
授業の概要 日本国憲法が施行されてからすでに70年が経ち、日本がおかれている状況は国内的にも国際的にも当時とはまったく異なっている。そのような中で、9条を中心に改正案も様々主張されるが、国民全体がその議論の内容を十分に理解しているとは言い難い。 この授業では、日本国憲法の本質・基本原理を正確に理解したうえで、現在日本が直面している問題にどのように答えるべきかについて、各人が自分なりの意見をまとめる力を身につけることを目的としたい。それは単に憲法を学ぶだけでなく、リーガルマインド（法的な思考）そのものを学ぶことにもなるであろう。 具体的には、日本国憲法成立までの課程を事実に基づき正しく捉えることがその第一歩となると考える。明治憲法の内容、戦争への道そして敗戦とその一連の流れを学ぶことで、日本国憲法に盛り込まれた基本原理の真の意味を知ることができるであろう。その作業をした上で、平和主義、国民主権、基本的人権の保障、政治制度等			

について、判例や学説を通してその内容および問題点を理解するものとしたい。

教科書の他に、参考文献も参照して理解の助けにしてもらいたい。また関連する時事問題についても関心をもって勉強してほしい。

授業計画

第1回：明治憲法の歴史

第2回：日本国憲法成立過程

第3回：日本国憲法の基本原理 国民主権主義

第4回：日本国憲法の基本原理 象徴天皇制

第5回：平和主義

第6回：基本的人権・・・公共の福祉

第7回：基本的人権・・・平等権

第8回：基本的人権・・・精神の自由 総論

第9回：基本的人権・・・精神の自由 信教の自由

第10回：基本的人権・・・人身の自由

第11回：基本的人権・・・社会権

第12回：基本的人権・・・参政権

第13回：国会、内閣

第14回：裁判所

第15回：財政

定期試験

スクーリングでの学修内容

大日本帝国憲法の特質を学ぶことで、日本国憲法の意義や基本原理の意味を正確に捉えることを学習の中心とする。日本国憲法の成立の過程詳細に検討し、現在の改正論の問題点も見出したい。

（主に、第1回から第7回の内容を含む。）

テキスト

（1）芦部 信喜・高橋 和之（2019）『憲法 第七版』岩波書店

参考書・参考資料等

（1）芦部 信喜（2001）『憲法判例を読む 岩波セミナーブックス21』岩波書店

（2）奥平 康弘・川添 利章・丸山 健 編（1996）『テキストブック憲法（第2版）』有斐閣

（3）高橋 和之・長谷部 恭男・石川 健治 編（2013）『別冊ジュリストNo.186 憲法判例百選Ⅰ 第6版』有斐閣

（4）高橋 和之・長谷部 恭男・石川 健治 編（2013）『別冊ジュリストNo.186 憲法判例百選Ⅱ 第6版』有斐閣

学生に対する評価

スクーリングありの場合：レポート評価（25％）、スクーリング評価（25％）、科目修得試験（50％）の割合で総合して評価する。

スクーリングなしの場合：レポート評価（50％）、科目修得試験（50％）の割合で評価する。